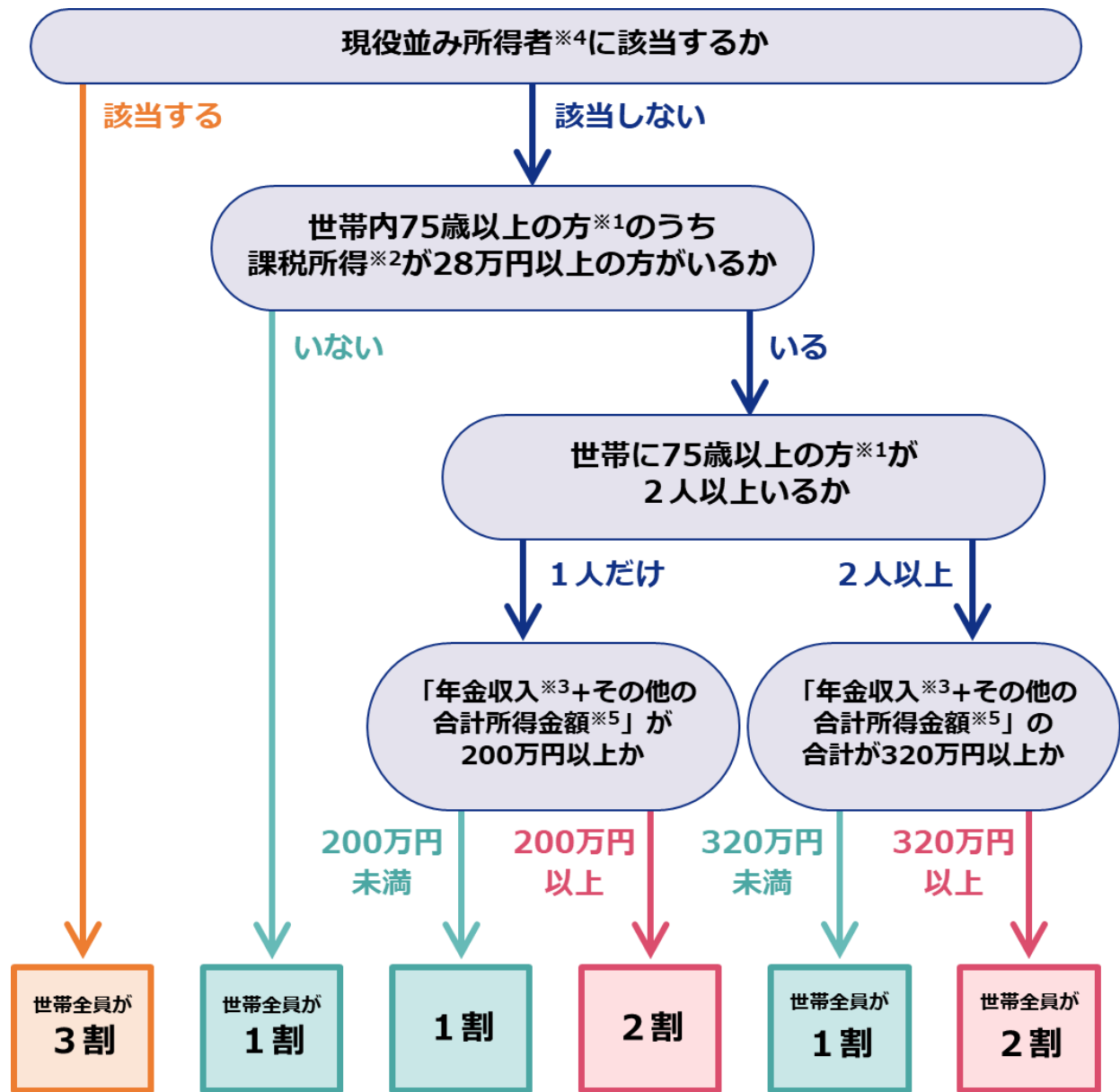


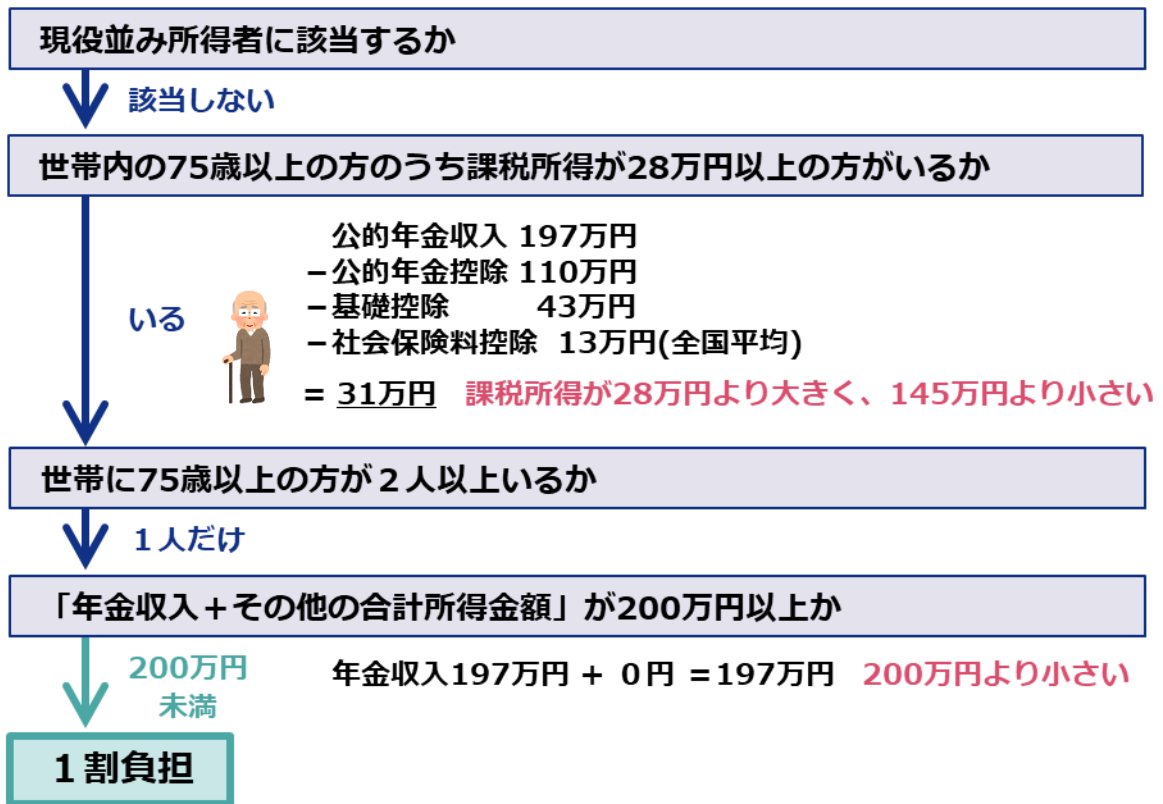
一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の 医療費の窓口負担割合が変わります



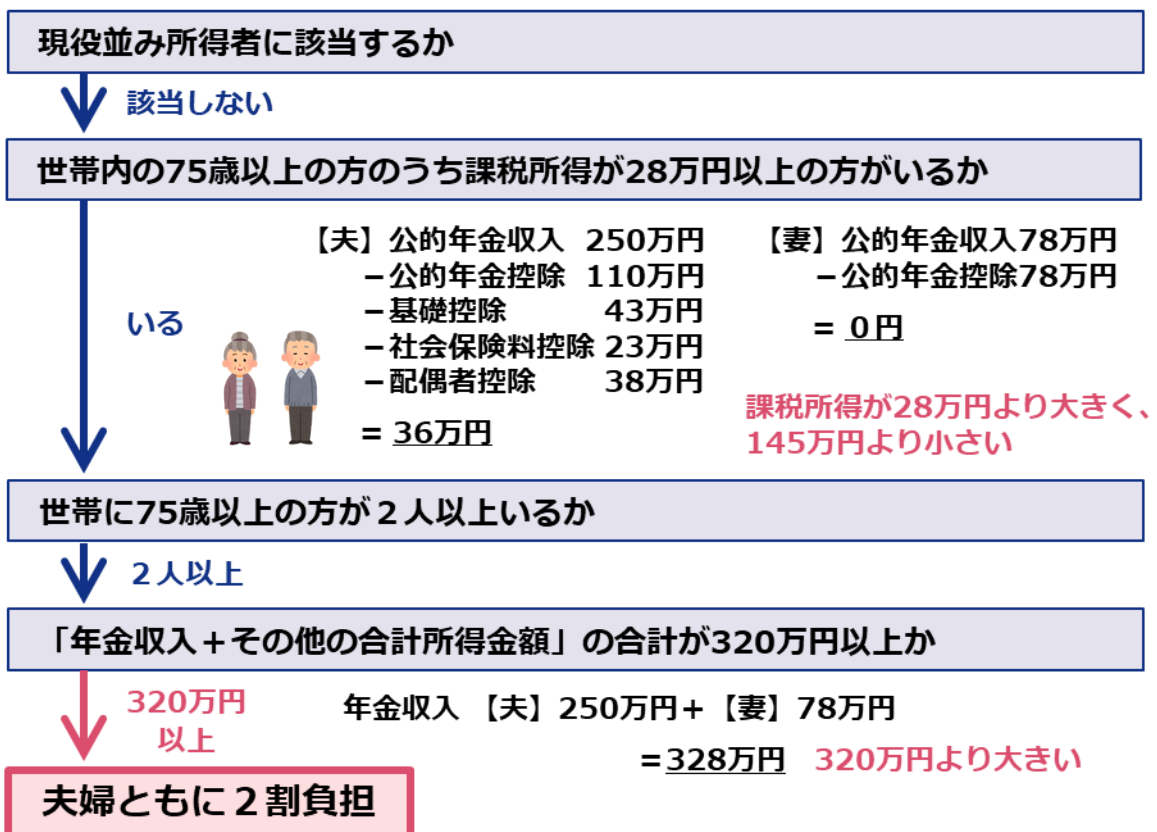
- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合 2 割のモデルケース

例 1 : 75歳以上の方が 1 人の世帯で、公的年金収入 197 万円のみ、
社会保険料控除 13 万円の場合



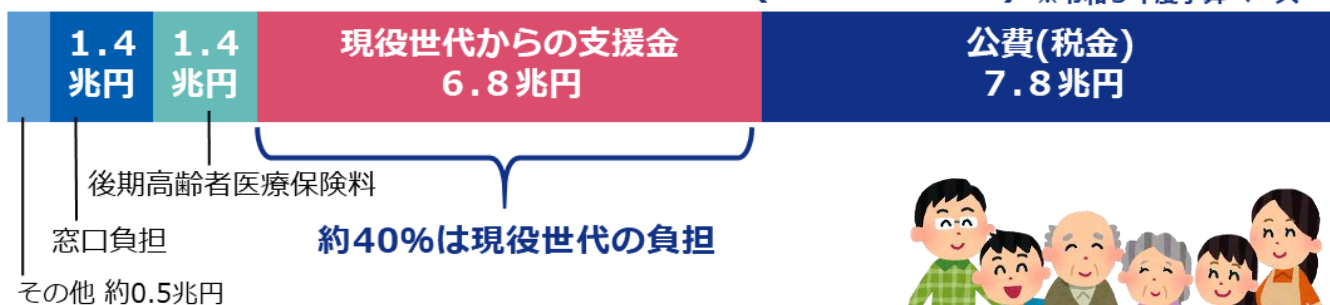
例 2 : 75 歳以上の方が 2 人の世帯で、夫は公的年金収入 250 万円、社会保険料控除 23 万円、
配偶者控除 38 万円、妻は公的年金収入 78 万円で基礎控除以外の所得控除がない場合



見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円) ※令和3年度予算ベース



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

不審な連絡があったときは、お住まいの都道府県の警察署(#9110)または消費生活センター(188)までお問い合わせください。